

横浜市行政不服審査会 第2回会議録

日 時	平成28年 5 月25日（水）午後 4 時00分～午後 5 時15分
開催場所	横浜市庁舎 3 階総務局 A 会議室
出席者	田中会長、市野瀬委員、副田委員
欠席者	なし
開催形態	議題 1 及び 2 公開（傍聴人 1 人） 議題 3 非公開
議 題	1 答申書の記載事項等について 2 審理員の審理手続の適正性の確認について 3 その他
決定事項	1 議題 1 答申書の記載事項等について了承
議 事	<p>開会にあたり、会長が、議題 1 及び 2 については公開、議題 3 については非公開とする旨、決定した。</p> <p>議題に先立ち、会議録は、会議が全部公開の議事に係るものである場合には公開で、非公開の議事に係るものが含まれる場合には非公開で承認手続を行うことを決定した。</p> <p>第 1 回審査会会議録（案）を承認し、確定した。</p> <p>1 答申書の記載事項等について （事務局） 答申書の記載事項について説明（資料(1)に基づき説明） （田中会長） まずは、説明のような形で運用を開始し、適宜記載方法等は改めていくこととする。</p> <p>2 審理員の審理手続の適正性の確認について （事務局） 審理員の審理手続の適正性の確認について説明（資料(2)に基づき説明） （副田委員） 審査請求人は、審査請求書を提出する段階で、口頭意見陳述の機会が与えられていることをわかっているのか。 （事務局） 市民向けチラシに口頭意見陳述に関する記載があるほか、弁明書を審査請求人に送る際にも、口頭意見陳述を含む審理手続をご案内するとを検討している。 （田中会長） 口頭意見陳述の希望の有無は、定型的な書面で確認するのか。 （事務局） 書面を予定している。 口頭意見陳述制度については、法定されている。積極的にご案内するという観点からすると、審査請求に対する弁明書が処分庁から提出され、弁明書を審査請求人にお送りすることが法定されているので、その際に、これに反論があれば反論書を提出できる旨と併せて、口頭意見陳述制度のご案内をする運用もあろうかと考えている。 （副田委員） 一般の市民は口頭意見陳述制度を知らない。審査請求書の様式内に口頭意見陳述についてご案内をするべきではないか。 （事務局） 行政不服審査制度は、原則書面主義をとっている。例外として、口</p>

	<p>頭口頭意見陳述が法定されている。具体的にどのような形でご案内するかは、今後検討する。</p> <p>(副田委員) 審理関係人とは、どのような人が想定されているのか。</p> <p>(事務局) 行政不服審査法第28条において、審理関係人は、審査請求人、参加人及び処分庁等とされている。参加人は、同法第13条に規定されている「利害関係人」をいい、「審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分にき利害関係を有する者」として、審理員が認める者となります。</p> <p>(副田委員) 審理手続の併合又は分離とはどのような制度か。</p> <p>(事務局) 法第39条に記載がある。証拠が共通しているいくつかの審査請求がなされている場合等に、審理の円滑、迅速な進行の観点から、審理手続を併合する。同じ観点で、併合した審理手続について、一つの審理手続で審理を行うことが適当でない場合には、審理手続を分離する。</p> <p>(田中会長) 基本が法律概念であるため、一般の方には難しいところもある。</p> <p>(副田委員) 答申書、裁決書については、市民の受け取るものとしては非常に堅い文書となることが想定される。裁決書は、判決文のようなイメージがあるが、市民の立場からすると、なるべく理解しやすい平易な文書であった方がよい。</p> <p>(田中会長) 口頭で説明する場合は平易な説明を行うべきであるが、文書で発出する場合にはある程度きっちり作成していく必要がある。</p> <p>3 その他(現在の審査請求の状況) 事務局から、現在係属中の審査請求の状況について報告した。</p>
資料及び特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 答申書記載事項等のイメージ(案)</p> <p>(2) 「行政不服審査法審査請求事務マニュアル(総務省)」抜粋</p> <p>2 特記事項</p> <p>(1) 次回審査会について 次回開催日時 平成28年6月15日(水)13時30分 次回開催場所 横浜市庁舎3階総務局A会議室</p>

本議事録は、平成28年6月15日、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市行政不服審査会 会長 田中 治